

エコマーク商品類型 No.128 「日用品 Version1.21」 認定基準書

分類 J. ～掃除機用フィルター袋～

(公財) 日本環境協会
エコマーク事務局

1. 認定基準制定の目的

日用品は、台所用品、食卓用品、住生活用品など様々な製品があり、幅が広く、消費者にとっては、極めて身近な、かつ日常的に使用する製品である。このような日用品において、エコマークの類型を設定し、環境に配慮された製品を推奨することは、日常生活における環境負荷の低減に大きく資するとともに、消費者の環境意識の向上も期待できる。これらのことから、本類型を設定する環境的意義は大変大きいと考えられる。

これまでエコマーク事業においては、商品類型 No.115 「廃木材・間伐材・小径材などを使用した木製品」、商品類型 No.118 「再生材料を使用したプラスチック製品」、商品類型 No.124 「ガラス製品」など、素材の観点から認定基準を策定した商品類型があったが、今回、これらで対象としていた日用品を本商品類型に統合し、併せて食卓台所用品、履物および住生活用品などの日用品を幅広く対象製品として扱うものとして整理し、商品類型を設定した。

また、エコマーク商品類型ではスポンジ、コーヒーフィルター、油ろ過器、ゴム手袋、廃食用油吸収材、水切り濾紙袋、ストレーナーや三角コーナーといった台所用品に関するものが 8 商品類型あり、これらについても「日用品」として整理・統合した。これらの商品類型は、概ね「水質汚濁物質の排出防止」「天然原料の利用」「無漂白」といった環境的観点から基準を制定していたが、新たに商品ライフサイクルの概念の導入による総合的評価により、資源の有効利用、化学物質などの観点についても見直しを行った。

具体例として商品類型 No.5 「廃食用油吸収材」は、水質汚濁の原因となる廃食用油の排出防止、再生材料の利用による廃棄物削減などの観点からの商品類型化であったが、本商品類型においては、再生材料とは異なる未利用の資源として、間伐材や未利用繊維（ウェスなど）などの有効利用も新たに認めることとした。

2. 適用範囲

電気掃除機用フィルター袋。

ただし、電気を使用する製品、および製品全体の総質量に占める金属材料、皮革材料および石材などの質量割合が 50%以上となる製品は対象外とする。

3. 用語の定義

共通基準に関する用語	
使い捨て製品	本来の材料で繰り返し使われている耐久性のある商品がある分野において、繰り返しての使用を目的としない製品。
再使用可能	ライフサイクルの中で想定された目的のために一定回数の繰り返し使用を行うことができるよう想定し、設計した製品または包装の特質。
リサイクル	マテリアルリサイクルをいう。エネルギー回収（サーマルリサイクル）は含まない。
処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避免的に混入する不純物成分は含まない。
プラスチックシート	厚さが 0.25mm 以上のプラスチックの薄い板状のもの。
材料に関する用語	
再生材料	プレコンシューマ材料またはポストコンシューマ材料またはそれらの混合物。本商品類型では、未利用繊維を含むものとする。
プレコンシューマ材料	製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する材料または不良品。ただし、材料の製造工程内で発生し、再び同一の工程（工場）内で原料として使用されるものは除く。
ポストコンシューマ材料	製品として使用された後に、廃棄された材料または製品。
紙に関する用語	
古紙パルプ配合率	製品に含まれるパルプ中の古紙パルプの重量割合で、 $\text{古紙パルプ} / (\text{バージンパルプ} + \text{古紙パルプ}) \times 100(\%)$ で表される。ただし、パルプは含水率 10%の重量とする。なお、損紙については、古紙パルプ配合率の計算式の分母、分子にそれぞれ含めない。パルプモールドおよび古紙裁断による緩衝材など、歩留まり 100%のものは、実際の古紙パルプの配合割合に関わらず、古紙パルプ配合率 100%とみなす。
プラスチックに関する用語	
プラスチック	単一もしくは複数のポリマーと、特性付与のために配合された添加剤、充填材などからなる材料。
ポリマー	プラスチック中の主な構成成分である高分子材料。本商品類型では繊維としての使用を含む。

4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書を提出すること。

4-1. 環境に関する基準と証明方法

4-1-1. 共通基準と証明方法

- (1) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大气汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害

防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順守していること。

また、申込日より過去5年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。
 なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去5年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下のa.およびb.の書類を提出すること。

- a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
- b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の1)～5)の資料(記録文書の写し等)
 - 1) 工場が立地している地域に関係する環境法規等の一覧
 - 2) 実施体制(組織図に役割等を記したもの)
 - 3) 記録文書の保管について定めたもの
 - 4) 再発防止策(今後の予防策)
 - 5) 再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

(2)製品は、金属材料が製品全体質量の50%未満であること。

【証明方法】

申込製品に使用する金属材料の合計質量を付属証明書に記載すること。

(3)製品は、小売段階（小売しない製品は最終出荷段階）で無包装または簡易包装となるよう出荷していること。包装に使用されるプラスチック材料は、JIS K 6899-1:2000に沿って材質表示されていること。ただし、「容器包装識別表示等検討委員会報告書（平成12年7月 経済産業省）」における識別マークに関する「無地の容器包装への対応」「表示スペース等の物理的制約がある容器包装への対応」「多重容器包装等における表示の要件と表記方法」「社名・ブランド名等が印刷された包装への対応」「輸出品への対応」に準拠して、材質表示を省略することができるものとする。

【証明方法】

製品の売り段階での包装状態および使用包装材料、材質表示の状態を付属証明書に具体的に記載すること（図、写真などを用いて補足してよい）。材質表示を省略する場合は、その根拠を示すこと。

- (4)包装に使用されるプラスチック材料は、ハロゲンを含むポリマーおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】

ハロゲンを含むポリマーおよび有機ハロゲン化合物の添加の有無を付属証明書に記載すること。

4-1-2.材料に関する基準と証明方法

製品は、製品を構成する材料が、以下に示す材料に関する基準を満たすこと。ただし、小付属（ネジ、ビスなど製品の機能上必要な小さな部品）は、以下に示す材料に関する基準を適用しない。

- (5)フィルター本体の外装袋の古紙パルプ配合率が20%以上であること。且つ、フィルター以外の部品について古紙パルプ配合率が70%以上であること。
- (6)塗工印刷用紙にあつては、塗工量が両面で30g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は17g/m²とする。
- (7)非塗工印刷用紙にあつては、白色度が70%程度以下であること。
- (8)紙の蛍光増白剤は、処方構成成分として必要最小限の添加にとどめていること。
- (9)パルプの漂白工程において、塩素ガスを使用しないこと。

【証明方法】

製紙事業者の発行する証明書を提出すること。(5)および(6)については古紙パルプ配合率、および片面と両面それぞれの塗工量の固有数値をそれぞれ記載するものとする。白色度についてはハンター方式、またはISO白色度（拡散青色光反射率）による白色度試験結果を提出すること。なお、試験結果には白色度の固有数値を記載するものとする。蛍光増白剤については添加の有無を記載すること。また、添加のある場合は蛍光増白剤使用量を証明書に記載すること。パルプの漂白工程については塩素ガスの使用の有無を記載すること。

4-2.品質に関する基準と証明方法

- (10)外装袋の品質は、破裂強度2kgf/cm以上、引っ張り強さ縦3kgf以上、横1.5kgf以上であること。袋の透気度は0.5秒以下であること。（測定法はJIS P 8111による）

【証明方法】

評価項目の試験結果を提出すること。

5. 配慮事項

認定の要件ではないが、製造にあたっては以下に配慮することが望ましい。なお、各項目の対応状況を付属証明書に記載すること。

- (1) 簡易包装を施す製品のそれぞれの包装材料は、以下の項目に配慮していること。
 - a. 紙の古紙パルプ配合率が 70%以上であること。
 - b. プラスチックシートに使用する全原料ポリマー中の再生ポリマーの質量割合が 60%以上であること。

6. 商品区分、表示など

- (1) 商品区分（申込単位）は、ブランド名毎またはシリーズ名毎とする。製品の大小および色調による区分は行わない。
- (2) 原則として、製品本体などに下記のロゴマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。



（表示方法に関する注記）

- * ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記すること。
- * 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、「エコマーク商品」などを表記してもよい。
「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「www.ecomark.jp」、「Eco Mark Certificate」
- * 環境省「環境表示ガイドライン
(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/>)などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。
- * その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。
(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)

2004年7月1日	制定 (Version1.0)
2004年10月14日	対象などの改定 (Version1.1)
2005年5月13日	水切り用濾紙袋の古紙パルプ配合率、対象製品分類の改定 (Version1.2)
2005年9月8日	食用油ろ過器の再生ポリマー基準除外の改定 (Version1.3)

2006年10月19日	電気掃除機用フィルター袋の繊維材料基準除外、線香の基準追加、対象製品分類の改定他 (Version1.4)
2007年4月13日	ごみ箱の再生ポリマー配合率の改定 (Version1.5)
2007年8月2日	ゴム製履物の再生材配合率の改定 (Version1.6)
2007年10月5日	有効期限延長
2008年2月14日	古紙パルプ配合率に関する基準項目の一時適用除外 (見え消し部分)、有効期限延長(Version1.7)
2008年8月21日	環境法規遵守基準の改定 (Version1.8)
2009年5月1日	製品分類別に基準分割、古紙パルプ配合率の定義の改定 (Version1.9)
2009年11月4日	板紙の古紙パルプ配合率、焼物の有害物質の改定、トルエン、キシレン、ホルムアルデヒド基準を屋内用品に限定、オゾン漂白綿の追加 (Version1.10)
2010年12月13日	食用油ろ過器 (消耗部分) の適用範囲への追加、別紙メッシュサイズ試験方法の修正 (Version1.11)
2011年3月1日	マーク表示方法の追加 (Version1.12)
2011年8月1日	包装材の一時適用除外とした古紙パルプ配合率に関する基準項目等を配慮事項として設定。分類 D にブラシ部の交換可能な歯ブラシを追加 (Version1.13)
2011年11月1日	ガラスへのクロム不使用を六価クロムに限定 (Version1.14)
2012年2月1日	使い捨て製品に関する改定 (Version1.15)
2012年7月5日	難燃剤、抗菌剤の規定変更。食品用器具への再生材使用に関する厚生労働省ガイドライン追加 (Version1.16)
2014年2月1日	有効期限延長
2015年6月1日	適用範囲の変更 (Version1.17)
2016年6月1日	植物由来プラスチック、植物由来合成繊維に関する基準項目を追加。繊維に関する用語の定義・リサイクル繊維・有害物質の基準を改定。(Version1.18)
2017年2月1日	植物由来プラスチック・合成繊維(PTT)の追加 (Version1.19)
2017年9月1日	繊維材料における PFOA の基準値、商品区分、マーク表示方法を改定 (Version1.20)
2019年1月7日	有効期限延長
2019年3月1日	分類 A 「食器」 の再生ポリマーの基準配合率を改定 (Version1.21)
2019年4月1日	改定 (エコマーク表示について)
2025年6月30日	有効期限

本商品類型の認定基準は必要に応じて改定を行うものとする。